

鳥取県表彰・認定等審査会（鳥取県文化功労賞等知事表彰選考委員会）運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県表彰・認定等審査会（鳥取県文化功労賞等知事表彰選考委員会）（以下「選考委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

（委員会）

第2条 選考委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例53号）別表第1で定める事項を審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

（1）鳥取県文化功労賞知事表彰及び鳥取県文化奨励賞（以下「文化功労賞等」という。）の被表彰者の選考に関する事項

（2）その他文化功労賞等に関する事項

2 選考委員会は、5名の委員で組織する。

3 委員は知事が任命し、任期は任命の日から翌々年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（庶務）

第3条 選考委員会の庶務は、鳥取県地域社会振興部文化政策課において行う。

（その他）

第4条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に必要な事項は鳥取県地域社会振興部文化政策課長が別に定める。

附 則

この要綱は平成30年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年5月20日から施行する。